
サン・ポートに持ち込めないごみ

*家電リサイクル法対象品目

- ・洗濯機 ・エアコン（室外機含む） ・テレビ（ブラウン管、液晶式、プラズマ式、有機 EL）
- ・冷蔵庫 ・冷凍庫 ・衣類乾燥機

※分解、破壊などしてもサン・ポートへは搬入できません。

[処分方法の例]

①買い換える時に引き取ってもらう

②購入した販売店に連絡して引き取ってもらう

（※処理には、「リサイクル料金」と「収集運搬料金」が必要です。）

*産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物）

- ・金属くず、ガラスくず、廃プラスチック類、がれき類など
- ・農業用ビニール、育苗箱、農薬ボトル、土袋、肥料袋、畔シート、塩化ビニールパイプ、などの使用済みプラスチック類を含みます。

※農業用ビニール類を廃棄される際は、お近くの農業協同組合（JA）へお問い合わせください。
産業廃棄物に関するお問い合わせはこちらまで→[福岡県産業資源循環協会](http://www.fukushima-ja.or.jp/)【電話:092-409-8911】

*その他、サン・ポートに持ち込めないもの

- ・消火器 ・ガスボンベ（卓上コンロは除く） ・石、泥、土砂など・漬け物石 ・耐火金庫
- ・医療器具及び廃棄物 ・廃油（灯油、オイル等）・ドラム缶（事業活動に伴って排出された物）
- ・ペンキ類（シンナー、ワックスなど） ・農薬、劇薬類、化学薬品等
- ・農薬薬剤散布機 ・農耕機械（田植機、小型トラクター、コンバイン） ・バッテリー
- ・タイヤ（ホイールは搬入可） ・車、オートバイ（50ccを超えるもの） ・自動販売機

*区域（朝倉市、東峰村、筑前町、大刀洗町）以外からのごみ

*代理搬入（親族に限る）には確認証が必要です。詳しくは市町村にお問い合わせください。

*「ごみ」の持ち込み、出し方に関する問い合わせ先

- | | |
|----------------|----------------|
| ・朝倉市環境課 | : 0946-22-1111 |
| ・東峰村小石原庁舎住民福祉課 | : 0946-74-2311 |
| ・筑前町環境防災課 | : 0946-42-6613 |
| ・大刀洗町住民課 | : 0942-77-2141 |

ごみ直接搬入に関するお願いと注意事項

①家庭系ごみ

ごみは、分別して持って来てください。

※ 分別の方法は、お住まいの市町村の【ごみの正しい分け方・出し方】のとおりです。(下記内容は主な物です。)

リサイクルプラザ棟 【緑の矢印】				ごみ棟 【オレンジの矢印】
硬金属類	粗大ごみ	資源ごみ	雑物	可燃ごみ
アイロン・釘 工具類・文鎮 ハンマー・ジャッキ バイク50cc以下 ポンプ類・針金 ミシン・パット モーター・ワイヤー ケーブル・のこぎり 導線等	不燃・可燃に分ける。 剪定枝(1m以内で 太さ20cm以内) 刈草・家具・机・椅子 カーペット類 じゅうたん・自転車 扇風機・掃除機 マットレス・畳 ガスレンジ等	種類ごとに分ける。 ビン(無色・茶・他) カン・ペットボトル 容器包装プラスチック 紙製容器包装 雑誌・新聞紙 段ボール・紙パック 布団・古布等 ビン・カン・ペットボトル は洗って下さい。	・硬金属以 外の金属類 ・金属と他の 混合物 ・ガラス ・陶磁器類 有害ごみ 電池類、蛍 光管等	落ち葉 剪定枝(50cm以内) 靴・おもちゃ ボール類・木くず かばん類・下着 生ゴミ・残飯 ビデオテープ CDディスク等

※ 搬入車両は、原則3トン車までです。

※ 「ごみ」は分別し、降ろしやすい状態で搬入して下さい。

※ 「ごみ」は、係員の指示に従って、指定の場所に自分で降ろして下さい。

※ 「ごみ」を降ろしやすい服装で来て下さい。(サンダル、スリッパ履きは、すべりやすく危険です。)

※ 事故防止のため、場内はヘルメットを着用し、係員の指示に従ってください。

※ 搬入制限がある「ごみ」があります。

例) ・たたみ 15枚以内/日/世帯 ・ふとん 10枚以内/日/世帯 ・スプリングマット3枚以内/日/世帯
 ・パレット(梱包用木材含む) 3枚以内/日/世帯 ・塩ビ系製品1台/軽トラ/日/世帯
 (事業活動で発生したものは産業廃棄物です。搬入できません。)

※ 建築廃材の搬入は、市町村担当課窓口へお尋ねください。

※ 瓦、ブロック、コンクリート、タイル、レンガ等1台/軽トラ/日/世帯 ・スレート、石膏ボード2袋/日/世帯
 他の家庭ごみと一緒に搬入ができます。【搬入確認証が必要】

※ 市町村で確認証を受ける時は、ごみを必ず持って行って下さい。ごみの確認があります。

※ ごみ飛散防止のため、必ずシート掛けをお願いします

※ 地域の分別収集・集団回収等の利用をお願いします。(個人搬入の増加で処理に支障あり。)

ごみ処理手数料

家庭系ごみ 150円/10キロ

②事業系ごみ

(不明な時は、お住まいの市町村担当者へお尋ねください。)

※産業廃棄物は搬入できません。

※事業所からの刈草、剪定枝等、たたみなどは【搬入確認証が必要】

ごみ処理手数料

事業系ごみ 150円/10キロ

※ 受付時間 平日(月～金)・第三日曜 9:00～12:00 13:00～16:30 (12:00～13:00昼休)
 年末(12/29、30) 9:00～12:00 13:00～16:00 (12:00～13:00昼休)

※ 祝祭日、及び12/31～1/3は施設が休みの為、搬入することができません。